



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 3 3 2 号 令和 3 年 6 月 8 日 発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 0 3	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
4 0 4	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
4 0 5	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	文化の森振興センター
4 0 6	道路の区域を変更する件	道路整備課
4 0 7	道路の供用を開始する件	同
4 0 8	同	同
4 0 9	同	同
4 1 0	建築基準法の規定に基づく指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があった件	住宅課 建築指導室
4 1 1	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	運輸政策課 港にぎわい振興室
4 1 2	指定金融機関の名称及び所在地等を定める件の一部を改正する件	出納局会計課

### 【教育委員会訓令】

番 号	表 題	担当課名
2	徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令	

【労働委員会告示】

番号	表	題	担当課名
1		徳島県労働委員会のおっせん員候補者を告示する件について	

徳島県告示第四百三三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和三年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類			
合同会社 Ohana	鳴門市大津町吉永六五番地 二〇	訪問看護ステーション Kanoa	徳島市沖浜東三丁目七一番地 ニユイDKハイツ本館一〇五	訪問看護		令和三年六月一 日	
株式会社クレア	板野郡藍住町住吉字藤ノ木 八三番地二	RACケアスタジオ藍住	板野郡藍住町住吉字藤ノ木八 三番地二	通所介護		同	

徳島県告示第四百四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和三年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

合同会社Ohana	名 称	指定介護予防サービス事業者
	所 在 地	
○ 鳴門市大津町吉永六五番地一	名 称	指定介護予防サービス事業を行う事業所
訪問看護ステーションKanoa	所 在 地	
一〇五	所 在 地	サービスの種類
徳島市沖浜東三丁目七一番地 ニューDKハイツ本館	種 類	
介護予防訪問看護	指 定 年 月 日	指 定 年 月 日
令和三年六月一日		

徳島県告示第四百五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量  
徳島県文化の森総合公園情報提供システム運用維持業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県立二十一世紀館  
徳島市八万町向寺山
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和三年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
三菱電機システムサービス株式会社中四国支社四国支店  
香川県高松市花園町一丁目九番三八号
- 五 契約金額  
三千六百四十二万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

徳島県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和三年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

272	整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員  (メートル)	延 長  (メートル)
上名西宇		三好市山城町上名字ラソ ゴエ向七一一番四地先か ら 同 字シノ 同 ベ七一一番一地先まで	同	新	七・一〇四二・一	七二・二
				旧	七・一〇四二・六	七二・二

徳島県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和三年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月八日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
1 2	鳴門池田	三好郡東みよし町足代字田通 寺一七〇五番二地先から 同 昼間字谷二 八六番二地先まで	三三五・〇	令和三年六月八日

徳島県告示第四百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和三年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月八日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
1 6	徳島上那賀	勝浦郡上勝町大字旭字宮崎四 番一地从先から 同 番一地从先まで 字川口三	二七四・八	令和三年六月八日



徳島県告示第四百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和三年六月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月八日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

272	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		上名西宇	三好市山城町上名字ヲソゴマ 向七一―番四地先から 同 字シノベ七 一―番一地先まで	七一・二	令和三年六月八日

徳島県告示第四百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和三年六月八日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社東京建築検査機構

東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変更前 T B T C名古屋構造センター

愛知県名古屋市中区錦三丁目七番九号

変更後 閉所

三 変更する日

令和三年六月一日

徳島県告示第四百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和三年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和三年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

委託した事務	委託した私人
徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）第八条に規定する使用料（沖洲マリンターミナル駐車場に係るものに限る。）の徴収の事務	アマノマネジメントサービス株式会社 本四海峡バス株式会社

徳島県告示第四百十二号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和三年六月二十一日から施行する。

令和三年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

二の三の(三)の表南昭和町支店の項中「徳島市南昭和町四丁目」を「徳島市昭和町一丁目」に改める。

# 徳島県教育委員会訓令第二号

庁 中 一 般  
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年六月八日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会文書規程（平成十三年徳島県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものがあること。

ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものがあること。

第五条第一号中「あて」を「宛て」に、「並びに」を「及び」に、「主務課に」を「主務課等に」に改める。

第七条第二項本文中「（その保存期間が一年未満のものを除く。以下この項において同じ。）」を削り、「用紙に出力し、その余白に主務課収受印を押印しなければ」を「輕易なものを除き、電子文書のファイル名に収受した年月日を追記しなければ」に改め、同項ただし書を削る。

第九条第一項中「（次項に規定するものを除く。）」を削り、「立案年月日」の下に「、分類記号、保存期間」を、「文案」の下に「、事案の処理に必要な書類」を加え、「こと」を「方法」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、事案の処理に必要な書類については、当該書類が大量である等の理由により電子決裁・文書管理システムに登録することが困難であると主務課長が認める場合は、登録することを要しない。この場合においては、当該登録が困難と認められる書類（第十三条第四項において「登録が困難な書類」という。）は、同項の規定により回議しなければならぬ。

第九条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、電子決裁・文書管理システムに文書件名等（文案及び事案の処理に必要な書類を除く。）を登録する方法により作成した立案用紙（様式第七号）によってすることができる。

一 秘密に属する事案である等の理由により電子決裁・文書管理システムに文案を登録することが適当でないと主務課長が認める事案

二 電子決裁・文書管理システム以外の専用システム（電子計算機を利用して特定の事案の処理を行うシステムをいう。第三十五条第二項第二号において同じ。）を利用して文案を作成するため、電子決裁・文書管理システムに文案を登録することが事務の

効率性を著しく損なうおそれがあると主務課長が認める事案

三 前二号に掲げるもののほか、前項に規定する方法により立案することが困難なものとして、教育政策課長が別に定める事案

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、それぞれ当該各号に定める方法により行うことができる。

一 規則その他の規程（この訓令を除く。）で立案の様式を定めている事案 当該様式を用いる方法

二 前号に掲げるもののほか、軽易な事案その他の教育政策課長が別に定める事案 教育政策課長が別に定める方法

第九条の次に次の一条を加える。

（条例等に係る予備審査）

第九条の二 条例、規則又は訓令の立案に当たっては、教育政策課長又はその指定する者の予備審査を受け、これに基づいて立案しなければならない。

第十二条第六号中「の規定による立案及び同条第二項」を「及び第二項」に改め、「（同項第一号に掲げる事案に係るものに限る。）」を削り、「及び同項」を「並びに同条第一項及び第二項」に改め、同条第九号中「第九条第二項」を「第九条第一項後段の規定による回議並びに同条第二項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第九条第二項」を「第九条第一項後段の規定により回議する書類並びに同条第二項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「関係書類」を「、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第九条第一項の規定による立案の場合において、同一事案で立案を重ねるものは、適宜、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類を電子決裁・文書管理システムにおいて閲覧することができるようにし、又は次条第四項の規定の例により回議すること。

第十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、担当リーダー以外の担当に属する職員の回議の順序については、この限りでない。

第十三条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、同条第三項中「に、その旨を明示しなければ」を「の左上欄に、その旨を記入した付せんを貼り付けなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定により立案文書を回議するときは、電子決裁・文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、第九条第二項及び第三項に規定する方法により立案する場合は、この限りでない。

4 前項本文の場合において、登録が困難な書類があるときは、同項本文の規定にかかわらず、教育政策課長が別に定める方法により、当該登録が困難な書類を回議しなければならない。

第十六条中「教育長」に「を」を「教育政策課長及び教育長」へ」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例、規則又は訓令の制定又は改廃に係る立案文書については、第十三条第一項及び第二項の規定による回議を経た後、教育政策課長及び教育長へ回議し、その審査を受け

なければならぬ。

第二十一条の見出し中「押印」を「押印等」に改め、同条第一項中「浄書した文書」の下に「（浄書した電子文書を除く。次項並びに第四十四条第一項及び第二項において同じ。）」を、「公印」の下に「（契印を除く。以下この条及び第四十四条において同じ。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 前号に掲げるもののほか、その性質又は内容により公印を押印することを要しないものとして教育政策課長が別に定める文書

第二十一条第一項第三号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 浄書した文書で公印を押印したものは、原議書と契印で割印しなければならぬ。ただし、第九条第一項の規定による立案に係る浄書した文書については、この限りでない。

第二十一条第三項中「、県の機関に対するもの及び同項第二号に掲げるものを除き」を削り、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、次に掲げる文書については、この限りでない。

- 一 第一項第一号に掲げる文書
- 二 県の機関に対する文書

第二十一条に次の一項を加える。

4 浄書した電子文書のうち電子署名を行うことが必要とされるものには、教育政策課長が別に定めるところにより、電子署名を行わなければならない。

第二十二條第二項第二号中「（同項第一号に掲げる事案に係るものに限る。）」を削り、同項第三号中「第九条第二項の規定による立案（前号に掲げるものを除く。）及び同条第三項」を「第九条第三項」に改め、同条第三項中「押印しない文書」の下に「（次項に規定する電子文書を除く。）」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる方法のほか、県庁総合サービスネットワークの回線を利用する方法による送信

第二十二條に次の一項を加える。

4 前条第四項の規定により電子署名を行った電子文書の発送については、当該電子文書の送受信を行うために整備された電子情報処理組織を利用して行うものとする。

第三十一条第二号中「軽易な文書」を「軽易なもの」に改め、同条第五号中「（その保存期間が一年未満のものを除く。）」を削り、「用紙に出力し、その余白に教育機関収受印を押印し」を「軽易なものを除き、電子文書のファイル名に収受した年月日を追記し」に改め、同号ただし書を削る。

第三十五條第一項中「（次項に規定するものを除く。）」を削り、「こと」を「方法」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、事案の処理に必要な書類については、当該書類が大量である等の理由により電子決裁・文書管理システムに登録することが困難であると所属長が認める場合は、登録することを要しない。この場合においては、当該登録が困難と認められる書類（第三十八條第三項において「登録が困難な書類」という。）は、同項の規定により回議しなければならぬ。

第三十五条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、電子決裁・文書管理システムに文書件名等（文案及び事案の処理に必要な書類を除く。）を登録する方法により作成した立案用紙によってすることができる。

一 秘密に属する事案である等の理由により電子決裁・文書管理システムに文案を登録することが適当でないと所屬長が認める事案

二 電子決裁・文書管理システム以外の専用システムを利用して文案を作成するため、電子決裁・文書管理システムに文案を登録することが事務の効率性を著しく損なうおそれがあると所屬長が認める事案

三 前二号に掲げるもののほか、前項に規定する方法により立案することが困難なものとして、教育政策課長が別に定める事案

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、それぞれ当該各号に定める方法により行うことができる。

一 規則その他の規程（この訓令を除く。）で立案の様式を定めている事案 当該様式を用いる方法

二 前号に掲げるもののほか、軽易な事案その他の教育政策課長が別に定める事案 教育政策課長が別に定める方法

第三十七条第六号中「の規定による立案及び同条第二項」を「及び第二項」に改め、「（同項第一号に掲げる事案に係るものに限る。）」を削り、「及び同項」を「並びに同条第一項及び第二項」に改める。

第三十七条第九号中「第三十五条第二項」を「第三十五条第一項後段の規定による回議並びに同条第二項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第三十五条第二項」を「第三十五条第一項後段の規定により回議する書類並びに同条第二項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「関係書類」を「当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第三十五条第一項の規定による立案の場合において、同一事案で立案を重ねるものは、適宜、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類を電子決裁・文書管理システムにおいて閲覧することができるようにし、又は次条第三項の規定の例により回議すること。

第三十八条第一項に次のただし書を加える。  
ただし、担当リーダー以外の担当に属する職員の回議の順序については、この限りでない。

第三十八条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「明示しなければ」を「記入した付せんを貼り付けなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により立案文書を回議するときは、電子決裁・文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、第三十五条第二項及び第三項に規定する方法により立案する場合は、この限りでない。

3 前項本文の場合において、登録が困難な書類があるときは、同項本文の規定にかかわらず、教育政策課長が別に定める方法により、当該登録が困難な書類を回議しなければ



ならない。

第四十四条の見出し中「押印」を「押印等」に改め、同条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 前号に掲げるもののほか、その性質又は内容により公印を押印することを要しないものとして教育政策課長が別に定める文書

第四十四条第二項を次のように改める。

2 浄書した文書で公印を押印したものは、原議書と契印で割印しなければならぬ。ただし、第三十五条第一項の規定による立案に係る浄書した文書については、この限りでない。

第四十四条第三項中「、県の機関に対するもの及び同項第二号に掲げるものを除き」を削り、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、次に掲げる文書については、この限りでない。

一 第一項第一号に掲げる文書

二 県の機関に対する文書

第四十四条に次の一項を加える。

4 浄書した電子文書のうち電子署名を行うことが必要とされるものには、教育政策課長が別に定めるところにより、電子署名を行わなければならない。

第四十五条第一項第二号中「（同項第一号に掲げる事案に係るものに限る。）」を削り、同項第三号中「第三十五条第二項の規定による立案（前号に掲げるものを除く。）及び同条第三項」を「第三十五条第三項」に改め、同条第二項中第四号を第五号に改め、第三号の次に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる方法のほか、県庁総合サービスネットワークの回線を利用する方法による送信

第四十五条に次の一項を加える。

3 前条第四項の規定により電子署名を行った電子文書の発送については、当該電子文書の送受信を行うために整備された電子情報処理組織を利用して行うものとする。

## 附 則

### （施行期日）

1 この訓令は、令和三年七月一日から施行する。

### （経過措置）

2 改正後の第七条及び第三十一条の規定のうち電子文書に係る部分は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に收受する電子文書について適用し、施行日前に收受した電子文書については、なお従前の例による。

3 改正後の第二十一条及び第四十四条の規定は、施行日以後に立案する文書について適用し、施行日前に立案した文書については、なお従前の例による。

4 改正後の徳島県教育委員会文書規程の規定中文書の立案、回議及び発送に係る部分は、施行日以後に立案する文書について適用し、施行日前に立案した文書については、なお従前の例による。

徳島県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき次の者を徳島県労働委員会のおつせん員候補者として、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条の規定により告示する。

令和三年六月八日

徳島県労働委員会会長

豊 永 寛 二

徳島県労働委員会あつせん員候補者名簿

（令和三年六月一日現在）

氏名	現 職	略 歴
豊永寛二	弁護士	徳島県労働委員会委員（八期・現）
島内保彦	弁護士	徳島県労働委員会委員（七期・現）
真鍋 恵美子	公認会計士	徳島県労働委員会委員（三期・現）
永本能子	弁護士	徳島県労働委員会委員（二期・現）
宮本 世志美	特定社会保険労務士	徳島県労働委員会委員（一期・現）
小合 弘人	UAゼンセン徳島県支部長	徳島県労働委員会委員（一期・現）
島 和久	日本労働組合総連合会徳島県連合会事務局長	徳島県労働委員会委員（一期・現）
大谷 竹人	日本労働組合総連合会徳島県連合会会長代行	徳島県労働委員会委員（現）
岡 美由紀	情報産業労働組合連合会徳島県協議会議長	徳島県労働委員会委員（現）
森本 光	全徳島建設労働組合書記長	徳島県労働委員会委員（現）
瀨田 行雄	徳島県経営者協会専務理事	徳島県労働委員会委員（六期・現）
坂田 千代子	株式会社あわわ会長	徳島県労働委員会委員（四期・現）
中村 孝雄	株式会社旭木工代表取締役社長	徳島県労働委員会委員（三期・現）
坂本 守	関西ピー・エス・コンクリート株式会社代表取締役	徳島県労働委員会委員（二期・現）
中村 晃子	丸豊保険サービス株式会社代表取締役	徳島県労働委員会委員（二期・現）
大塚 二朗	労働委員会事務局長	
中西 洋一	労働委員会事務局次長	
倉橋 伸寿	労働委員会事務局調整課長	
金澤 利彦	労働委員会事務局審査課長	